

# 平成 27 年度 神奈川県相談支援従事者 初任者研修 募集案内

平成 27 年度の相談支援従事者初任者研修は、次により実施します。

第1回 平成 27 年 7 月 30 日(木)～平成 27 年 9 月 11 日(金) うち 7 日間

第2回 平成 27 年 7 月 30 日(木)～平成 27 年 11 月 13 日(金) うち 7 日間

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下  
「平成 27 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修実施要領」をご覧ください。

## 平成 27 年度 神奈川県相談支援従事者 初任者研修 実施要領

### 1 目的

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とします。

### 2 実施主体

神奈川県 「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」  
に事業委託して実施します。

### 3 日程・研修カリキュラム等

別紙 1 「平成 27 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム (第 1 回)」  
別紙 2 「平成 27 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム (第 2 回)」  
のとおり。

※初日及び 2 日目は、サービス管理責任者補足研修と合同で実施します。

### 4 定員

200 名 (各回とも 100 名)

### 5 受講対象者

次の (1) から (3) いずれかの者

(1) 指定相談支援事業者 (指定特定、障害児、指定一般) において相談支援専門員の業務に従事しようとする者

または指定相談支援事業者の指定申請を予定している事業所の従事者

(2) 相談支援に従事する市町村職員

(3) その他、県が必要と認める者

<裏面に続く>

## 5 受講対象者（前面から続き）

### <留意事項>

- a 第1回、第2回どちらでも受講可能な方が対象です。  
(受講決定通知の際、事務局から日程を通知します。「7 受講者の決定」参照)
- b 7日間すべて受講可能で、かつ研修4日目「ケアマネジメントの実践」で使用する演習事例を提出できる者を受講対象とします。
- c 課外実習があります。  
bの演習事例をもとに、アセスメントシート、支援計画を作成していただきます。  
(5日目以降のグループ演習で使用します。)
- d bの演習事例を提出できない方、cの課外実習を行えない方は、修了できません。
- e 横浜市、川崎市については、県からの委託によりそれぞれ研修を実施するため、両市所管区域に所在する事業者等は、本研修の対象としておりません。

相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要です。  
必要な実務経験年数等については、別紙3「相談支援専門員の実務経験要件」を参照してください。

## 6 受講者の推薦・申込み

(受講希望者) 「平成27年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講申込書」(以下、「受講申込書」)に必要事項を漏れなく記入のうえ、事業所が所在する各市町村障害福祉主管課に提出し、申し込んでください。

(市町村) 受講申込みのあった3の(1)及び(2)に掲げる対象者のうち、本研修の受講が必要と認められる者の受講申込書を取りまとめ、平成27年6月3日(水)(必着)で研修受託事業者事務局あてに受講申込書を郵送してください。

※期限後の提出、また郵送以外は受け付けませんので、ご注意ください。

## 7 受講者の決定

- 受講希望者が定員を上回った場合は、推薦された方の中から、選考により受講者を決定します。(先着順ではありません。)
- 受講決定については、申込受付期間後に市町村を通して通知します。
- 受講日程(第1回もしくは第2回)については、受講決定通知によりお知らせします。
- 申込状況によっては、希望した日程以外となることもありますので、予めご了承ください。  
※受講決定通知後、受講日程の変更はできませんのでご注意ください。

## 8 修了証書の交付、修了者名簿の管理

- 本研修の全日程(7日間)を修了した方に、修了証書を交付します。
- 県は研修修了者名簿(修了証書番号、氏名、生年月日、所属等)を管理します。また、事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

## 9 受講料及び資料代

受講料は無料です。ただし、受講に必要な教材費等 5,000円は、資料代として受講者負担とします。(支払方法等詳細は、受講決定通知とともにご案内します。)

※会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

<続く>

## 10 その他

- 受講にあたり、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- 来場の際は、公共交通機関を利用してください。

### 【受講申込書等の送付先】

(受講希望者)

事業所の所在する市町村の障害福祉主管課

※受講希望者は必ず、申込受付期間内に市町村に申し込んでください。

(市町村申込専用／研修受託事業者事務局)

〒243-0014

厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

特定非営利活動法人

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

研修事務局 百武（ひやくたけ）、福島

### 【問い合わせ先】

(本研修の手続き等に関する問い合わせ先)

特定非営利活動法人

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

〒243-0014 厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル302

電話 046(220)5380

ファクシミリ 046(220)5381

研修事務局 百武（ひやくたけ）、福島

(資格要件や制度に関する問い合わせ先)

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045(210)1111

ファクシミリ 045(201)2051

地域生活支援グループ 佐藤（幸） 内線4715

<別紙1>

平成27年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム【第1回】

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成27年7月30日(木) サンピアンかわさき	9:40～9:50	あいさつ・オリエンテーション
		9:50～11:20	障害者総合支援法の概要(1)
		11:30～13:00	障害者総合支援法の概要(2)
		14:00～15:30	障害児者の地域生活支援
		15:40～17:40	ケアマネジメント(概論)
2日目	平成27年7月31日(金) サンピアンかわさき	9:30～11:00	権利擁護(虐待防止と差別解消に向けて)
		11:10～12:40	協議会の役割と活用(1)
		13:40～15:40	障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス
		15:50～17:20	障害児者支援(相談支援)の基本姿勢

※ 1日目、2日目はサービス管理責任者補足研修と合同で開催する。

※ 3日目からは、2コースに分かれて開催する。

3日目	平成27年8月27日(木) 神奈川県立公文書館	9:50～10:00	オリエンテーション
		10:00～10:45	知的障害者の生活ニーズと相談支援
		10:55～11:40	視覚障害者の生活ニーズと相談支援
		11:50～12:35	聴覚障害者の生活ニーズと相談支援
		13:35～14:20	肢体不自由者の生活ニーズと相談支援
		14:30～15:15	精神障害者の生活ニーズと相談支援
		15:25～17:00	協議会の役割と活用(2)
4日目	平成27年8月28日(金) 神奈川県立公文書館	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:15	ケアマネジメントの実践
		16:15～16:45	実習ガイダンス

※ 実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス等利用計画書等を作成し、演習に用いる。

5日目	平成27年9月9日(水) 平塚商工会議所	10:00～10:10	オリエンテーション
		10:10～17:10	演習
6日目	平成27年9月10日(木) 平塚商工会議所	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:45	演習
7日目	平成27年9月11日(金) 平塚商工会議所	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～14:20	演習
		14:30～16:30	演習のまとめ
		16:30～16:45	全体的な質疑応答とまとめ
		16:45～17:00	修了式

<別紙2>

平成27年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム【第2回】

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成27年7月30日(木) サンピアンかわさき	9:40～9:50	あいさつ・オリエンテーション
		9:50～11:20	障害者総合支援法の概要(1)
		11:30～13:00	障害者総合支援法の概要(2)
		14:00～15:30	障害児者の地域生活支援
		15:40～17:40	ケアマネジメント(概論)
2日目	平成27年7月31日(金) サンピアンかわさき	9:30～11:00	権利擁護(虐待防止と差別解消に向けて)
		11:10～12:40	協議会の役割と活用(1)
		13:40～15:40	障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス
		15:50～17:20	障害児者支援(相談支援)の基本姿勢

※ 1日目、2日目はサービス管理責任者補足研修と合同で開催する。

※ 3日目からは、2コースに分かれて開催する。

3日目	平成27年10月14日(水) 神奈川県立公文書館	9:50～10:00	オリエンテーション
		10:00～10:45	知的障害者の生活ニーズと相談支援
		10:55～11:40	視覚障害者の生活ニーズと相談支援
		11:50～12:35	聴覚障害者の生活ニーズと相談支援
		13:35～14:20	肢体不自由者の生活ニーズと相談支援
		14:30～15:15	精神障害者の生活ニーズと相談支援
		15:25～17:00	協議会の役割と活用(2)
4日目	平成27年10月15日(木) 神奈川県立公文書館	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:15	ケアマネジメントの実践
		16:15～16:45	実習ガイダンス

※2 実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス等利用計画書等を作成し、演習に用いる。

5日目	平成27年11月11日(水) 神奈川県立公文書館	10:00～10:10	オリエンテーション
		10:10～17:10	演習
6日目	平成27年11月12日(木) 神奈川県立公文書館	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:45	演習
7日目	平成27年11月13日(金) 神奈川県立公文書館	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～14:20	演習
		14:30～16:30	演習のまとめ
		16:30～16:45	全体的な質疑応答とまとめ
		16:45～17:00	修了式

<別紙3>

## 相談支援専門員の実務経験要件

内は、厚生労働省告示第226・227号（平成24年3月30日）に加え、神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	<p>ア 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業</li> <li>身体障害者相談支援事業</li> <li>知的障害者相談支援事業</li> <li>精神障害者地域生活支援センター</li> <li>・ 障害児（者）地域療育等支援事業</li> <li>・ 市町村障害者生活支援事業</li> </ul>	3年以上
	<p>イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業</li> <li>身体障害者相談支援事業</li> <li>知的障害者相談支援事業</li> <li>児童相談所</li> <li>身体障害者更生相談所</li> <li>精神障害者地域生活支援センター</li> <li>知的障害者更生相談所</li> <li>福祉事務所</li> <li>その他これらに準ずる施設</li> <li>・ 保健所</li> <li>・ 市町村役場</li> </ul>	
	<p>ウ 施設等において相談支援業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設</li> <li>障害児入所施設</li> <li>老人福祉施設</li> <li>精神保健福祉センター</li> <li>救護施設及び更生施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>居宅介護支援事業所</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>その他これらに準ずる施設</li> <li>・ 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター</li> <li>・ 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助</li> <li>・ 精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助</li> <li>・ 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児）</li> <li>・ 地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等</li> </ul>	5年以上
	<p>エ 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</li> <li>(2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者</li> <li>(3) 国家資格等※1を有する者</li> <li>(4) 上記アからウに掲げる業務に1年間以上従事した者</li> </ol>	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
① 相談支援業務	オ 就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター	5年以上
	カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
② 直接支援業務	ア 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助 ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等	10年以上
	イ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス	
	ウ 保険医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上 (①の期間との通算可能)
	イ 上記①及び②の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。